



わが国では、急速な少子高齢化、人口減少により働く人の数が大幅に減ることが見込まれています。今こそ、「一億総活躍社会」の実現、「働き方改革」の推進が求められており、その一環として「女性の活躍促進」を進めていくことが必要です。

一方で、女性の家事・育児負担は大きく、女性の活躍推進を妨げています。その解決には、男性の育児・家事参加が重要なポイントの一つです。育児・介護休業法が改正され、令和4年10月からは男性にとってもより柔軟に休業が取得できるよう制度が変わります。

北海道労働局では、道内の企業、関係機関とも連携し、育児休業を取りたい男性が休業できる、男女問わず誰もがワーク・ライフ・バランスの取れた働き方ができる職場環境の実現を目指し、尽力してまいります。

厚生労働省北海道労働局 局長 友藤 智朗

北海道労働局では、女性の活躍を推進するため、働く方や事業主の皆様に対し、北海道庁を始めとする関係行政機関や関係団体と連携しながら、次のような取組を行ってまいります。

《職場における女性の活躍推進》

労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されて、充実した職業生活を営むことができる職場環境を整備します。

《育児・介護と仕事の両立支援》

男女労働者が育児や介護をしながら働くことのできる職場環境を整備します。

また、正社員以外で働く方の待遇改善を進めるなど、多様で安心して働く働き方の普及拡大や、長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの実現などの「働き方改革」を推進することにより、女性が一層活躍できる就業環境の整備を図ってまいります。

北海道労働局について

北海道労働局は、北海道全域を管轄とする厚生労働省の地方機関です。

①働き方改革、女性の活躍推進、②労働条件の確保・改善、③求職者に対する就職支援、企業の人材確保支援、④働く上で必要な能力の向上支援など、「働く」ということに関連する様々な行政分野を、総合的・一元的に運営しながら、課題の解決に向けて取り組んでまいります。